

予防接種の償還払い (費用の払い戻し)制度の流れ

予防接種協力医療機関以外で予防接種を受ける場合に、償還払い（費用の払い戻し）の制度を活用できる場合があります。

償還払いとは、医療機関で接種時に一旦、ご自身で接種費用の全額をお支払いいただき、後日、市へご請求いただくことで、市の委託料単価を上限に接種費用を払い戻す仕組みです。

制度の利用には、事前に予防接種実施依頼書の交付を受ける必要があります、交付には事前の申請が必要です。

償還払い制度の流れ

日程

申請者の動き

～2週間前まで

『上野原市予防接種実施依頼書』の申請

※接種当日までに手元にご準備できるよう、早めの申請をお願い致します。

接種前日まで

上野原市予防接種実施依頼書の受け取り

接種当日

予防接種実施

準備するもの

- ・上野原市で発行した予防接種予診票
- ・上野原市予防接種実施依頼書（病院へ提出してください）
- ・母子健康手帳（お子さん・妊婦さんの場合）
- ・予防接種済証（65歳以上の方の場合）
- ・接種料金（医療機関で請求された金額）

接種日から
1年以内

償還払いの申請

- 子育て保健課 医療保健担当へ申請
- ・予診票の原本（または写し）
 - ・領収書や明細書、支払い証明書等（支払い額が分かるもの）
 - ・振込先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し
 - ・被接種者および申請者の身分証明の写し
(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険の資格確認書・母子健康手帳など)

償還払いの申請後

交付決定通知および不交付決定通知の送付

申請時の振り込み先へ該当の予防接種の金額が振り込まれます。